

東京日本語ボランティアネットワーク TNVN2024年度講演会



Japanese Language Education

令和6年10月

文部科学省総合教育政策局日本語教育課

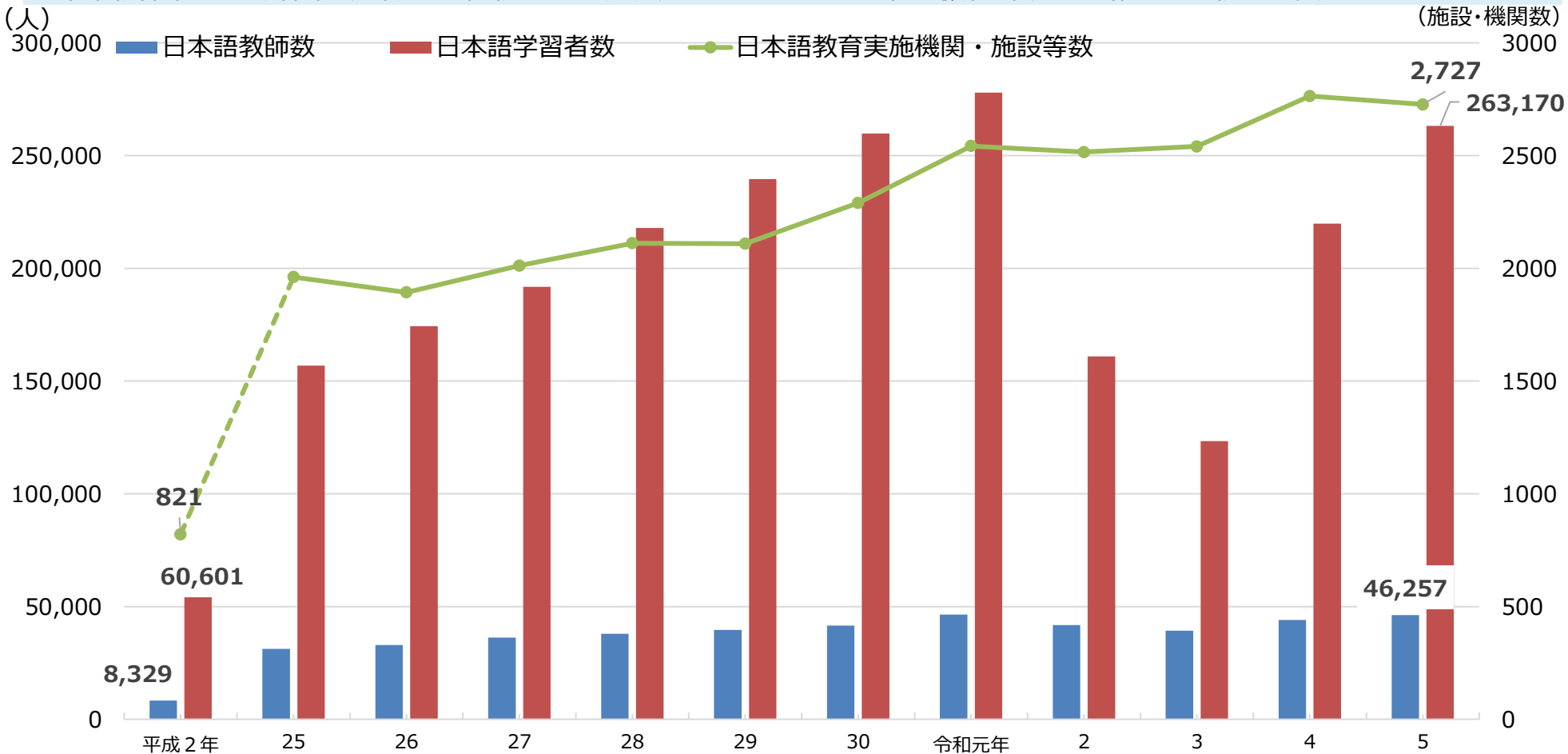
専門官 北村 祐人

国内の日本語学習者、教育機関・施設及び日本語教師数の推移

○日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数は過去30年あまりで大幅に増加。

- ▶日本語学習者 (平成2年：6万人 → 令和5年：26万人) 令和4年：22万人
- ▶日本語教育実施機関・施設等 (平成2年：821機関 → 令和5年：2,727機関) 令和4年：2,764機関
- ▶日本語教師数 (平成2年：8,329人 → 令和5年：46,257人) 令和4年：44,030人

○在留外国人及び外国人労働者の継続的な増加が見込まれており、日本語教育環境の整備は引き続き重要。



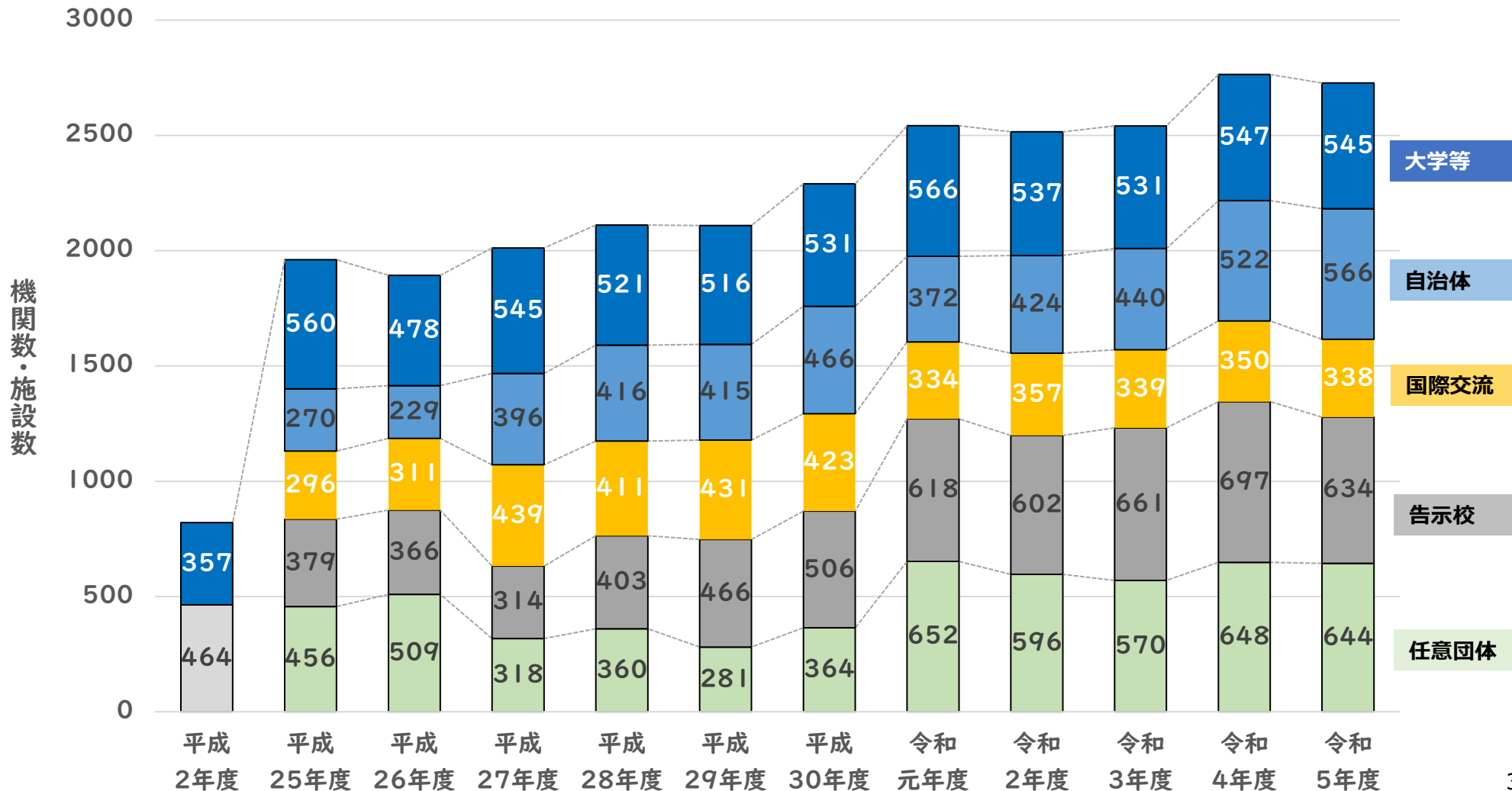
※ 出典：文部科学省*「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在） *令和4年度までは文化庁が公表

※外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。

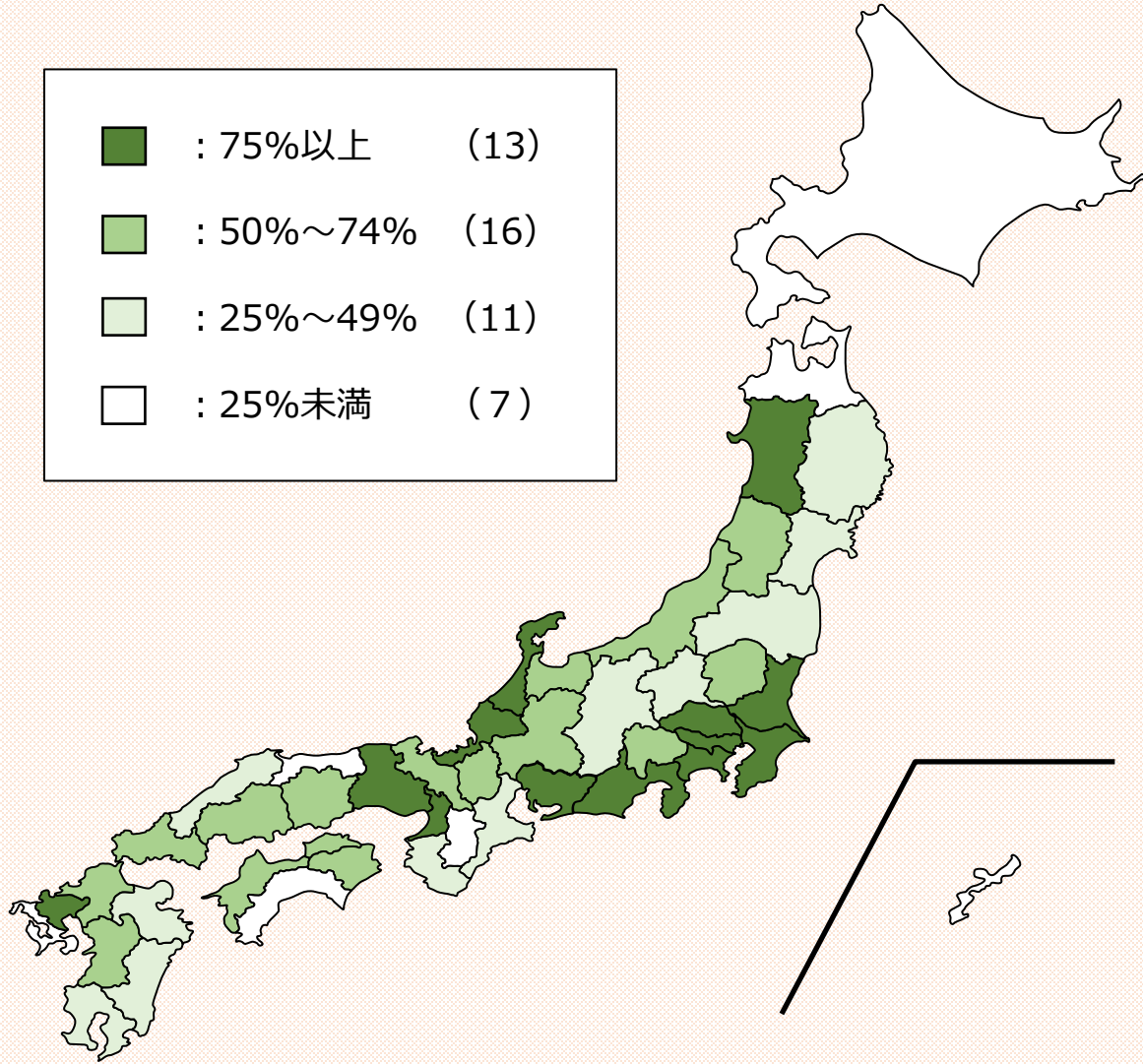
日本語教育機関・施設等数の推移

○大学等20.0%、法務省告示機関23.2%、**地方公共団体等20.8%**、国際交流協会12.4%、**任意団体等23.6%**

■任意団体等 ■法務省告示機関 ■国際交流協会 ■地方公共団体・教育委員会 ■大学等機関



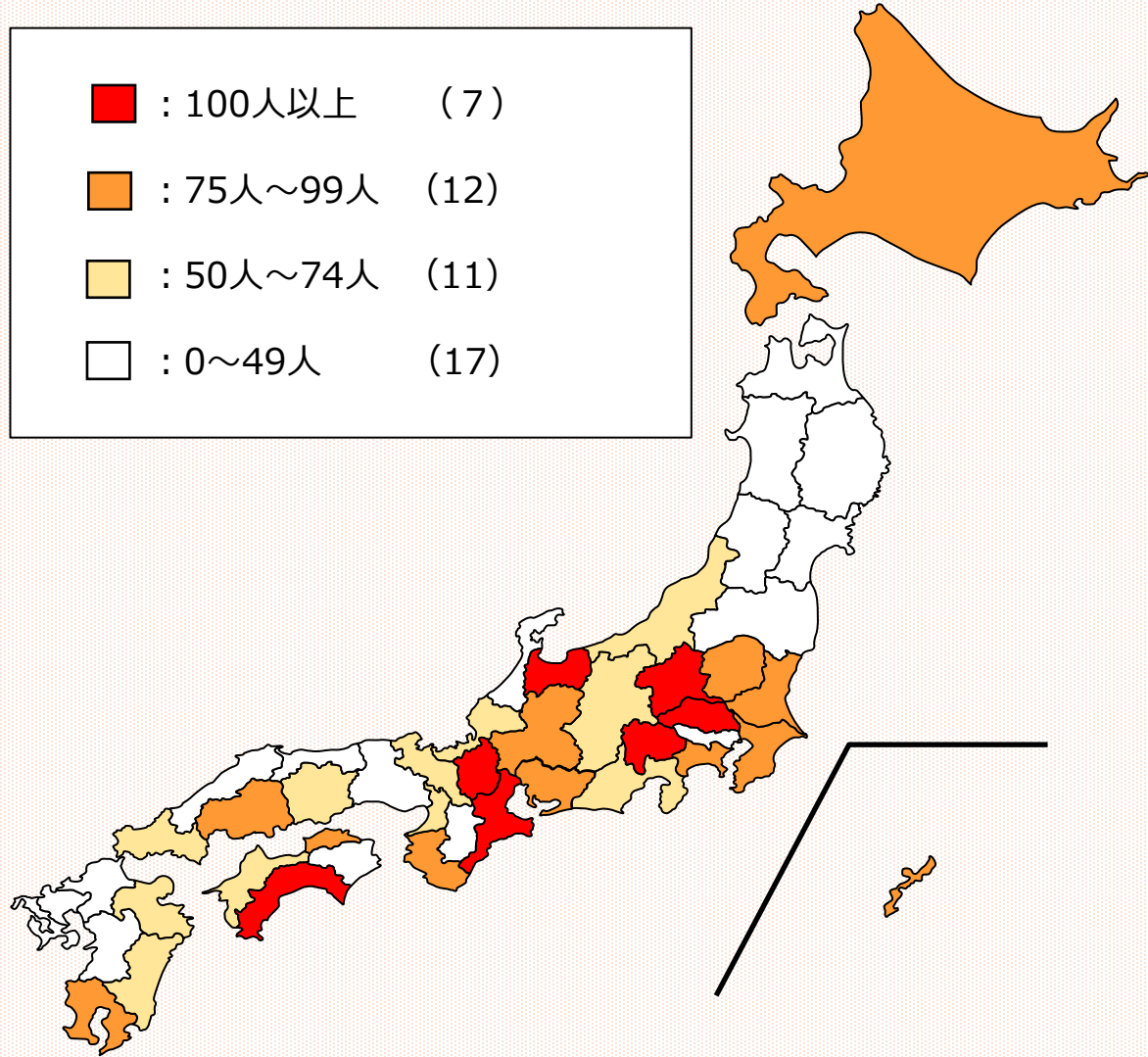
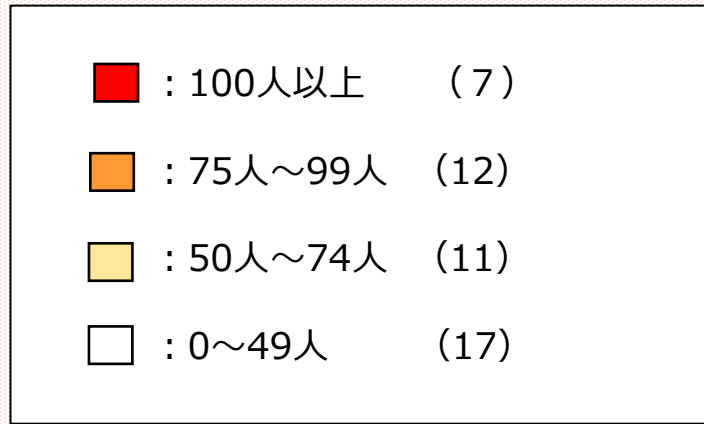
日本語教育が実施されている 市区町村等の割合（都道府県別）



都道府県	市区町村等 (A)	うち、日本語教育 を実施 (B)	(A) に占める (B) の割合
北海道	188	35	18.6%
青森県	40	9	22.5%
岩手県	33	15	45.5%
宮城県	39	17	43.6%
秋田県	25	19	76.0%
山形県	35	21	60.0%
福島県	59	20	33.9%
茨城県	44	37	84.1%
栃木県	25	16	64.0%
群馬県	35	14	40.0%
埼玉県	72	60	83.3%
千葉県	59	45	76.3%
東京都	62	48	77.4%
神奈川県	58	50	86.2%
新潟県	37	27	73.0%
富山県	15	8	53.3%
石川県	19	15	78.9%
福井県	17	13	76.5%
山梨県	27	14	51.9%
長野県	77	35	45.5%
岐阜県	42	30	71.4%
静岡県	43	34	79.1%
愛知県	69	60	87.0%
三重県	29	14	48.3%
滋賀県	19	14	73.7%
京都府	36	26	72.2%
大阪府	72	67	93.1%
兵庫県	49	49	100.0%
奈良県	39	9	23.1%
和歌山県	30	9	30.0%
鳥取県	19	4	21.1%
島根県	19	9	47.4%
岡山県	30	18	60.0%
広島県	30	22	73.3%
山口県	19	12	63.2%
徳島県	24	13	54.2%
香川県	17	12	70.6%
愛媛県	20	12	60.0%
高知県	34	8	23.5%
福岡県	72	39	54.2%
佐賀県	20	15	75.0%
長崎県	21	5	23.8%
熊本県	49	27	55.1%
大分県	18	8	44.4%
宮崎県	26	11	42.3%
鹿児島県	43	12	27.9%
沖縄県	41	3	7.3%
合計/平均	1,896	1,060	55.9%

- ※ 1 文化庁「令和4年度日本語教育実態調査」報告書のデータを参照し作成。
- ※ 2 日本語教育を実施する機関・施設のうち、大学等機関、法務省告示機関を除き、市区町村等、国際交流協会、NPO法人等の所在地を集計。国内のすべての日本語教育を実施する機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。
- ※ 3 市区町村等の数には、政令指定都市の行政区を含む。

日本語教師1人当たりの在留外国人数 (都道府県別)



都道府県	在留外国人 (A)	日本語教師 (B)	(B)1人当 たりの(A)
北海道	41,048	451	91.0
青森県	6,306	173	36.5
岩手県	8,003	192	41.7
宮城県	23,249	595	39.1
秋田県	4,405	141	31.2
山形県	7,929	189	42.0
福島県	15,273	306	49.9
茨城県	77,826	838	92.9
栃木県	44,825	479	93.6
群馬県	64,869	442	146.8
埼玉県	205,824	1,918	107.3
千葉県	176,790	2,151	82.2
東京都	566,525	12,031	47.1
神奈川県	237,450	2,484	95.6
新潟県	17,901	271	66.1
富山県	19,733	123	160.4
石川県	16,254	352	46.2
福井県	16,902	241	70.1
山梨県	18,765	161	116.6
長野県	38,384	569	67.5
岐阜県	61,022	612	99.7
静岡県	102,831	1,384	74.3
愛知県	280,912	2,822	99.5
三重県	57,748	551	104.8
滋賀県	35,826	267	134.2
京都府	63,674	1,266	50.3
大阪府	262,681	4,016	65.4
兵庫県	119,509	2,746	43.5
奈良県	15,026	323	46.5
和歌山県	7,619	84	90.7
鳥取県	4,961	134	37.0
島根県	10,107	245	41.3
岡山県	31,502	456	69.1
広島県	54,784	639	85.7
山口県	16,734	307	54.5
徳島県	6,641	173	38.4
香川県	14,234	171	83.2
愛媛県	13,064	202	64.7
高知県	5,038	47	107.2
福岡県	85,065	1,906	44.6
佐賀県	7,333	163	45.0
長崎県	10,397	278	37.4
熊本県	18,807	399	47.1
大分県	14,307	212	67.5
宮崎県	8,007	133	60.2
鹿児島県	13,064	155	84.3
沖縄県	20,437	232	88.1
合計/平均	2,949,591	44,030	72

出典：文化庁「令和4年度日本語教育実態調査、入管庁「在留外国人統計」

※日本語教育を実施する機関・施設のうち、大学等機関、法務省告示機関を除き、地方公共団体等、国際交流協会、

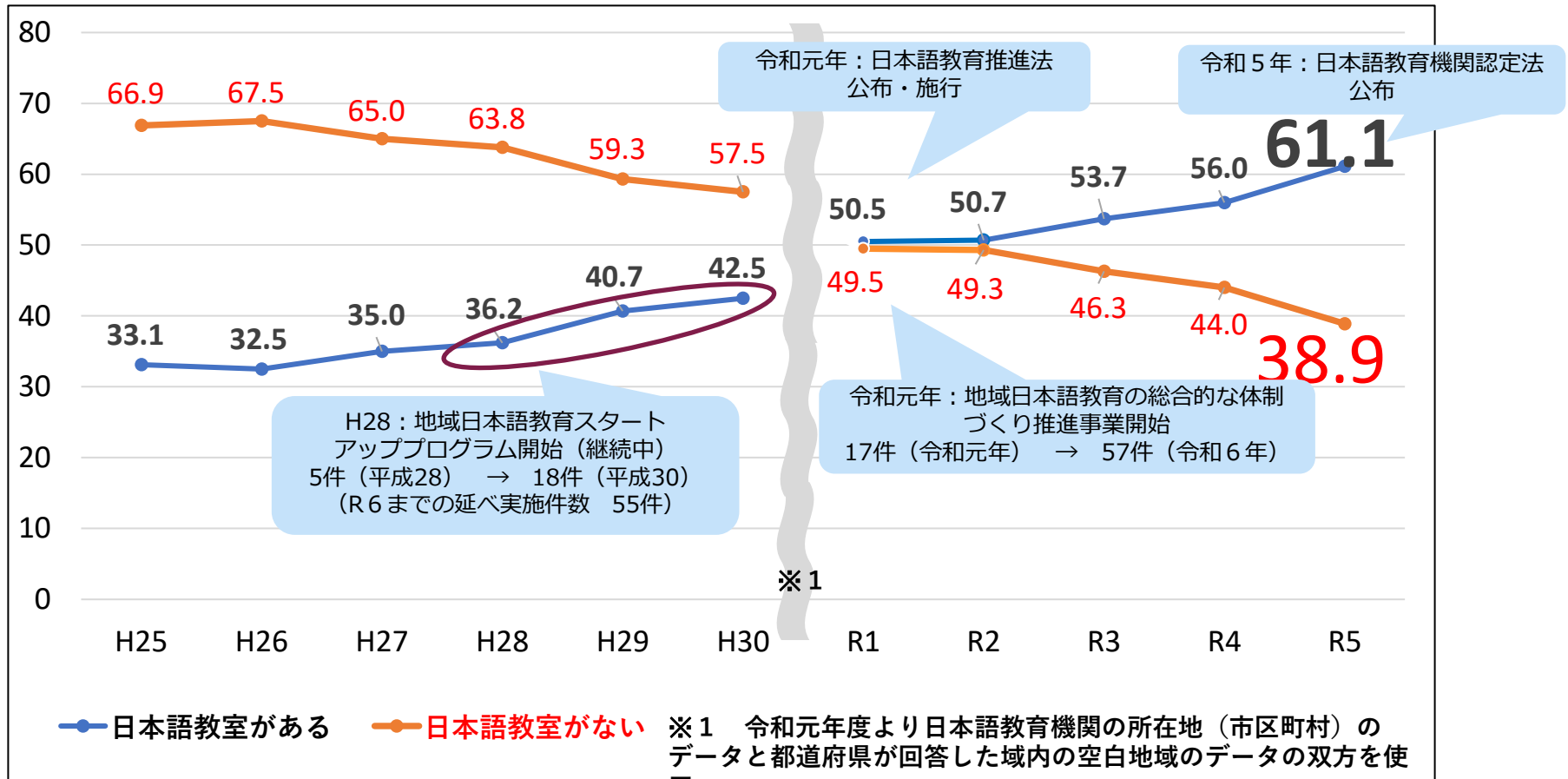
NPO法人等の所在地を集計。国内のすべての日本語教育を実施する機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。

※全ての在留外国人が日本語を学習しているものではない。

日本語教育実態調査令和5年度 結果まとめ

市区町村における日本語教室の有無の推移

- ・域内に「日本語教室がある」市区町村（政令市の行政区を含む）は令和5年度 61.1%
- ・「日本語教室空白地域」（*）は平成24年度は64.4%であったが、令和5年度 38.9%



(*) 「日本語教室空白地域」とは？

地域における日本語教育（オンラインによる日本語教育を除く）が実施されていない市区町村を指す。

これまでの日本語教育に係る課題



教育の質

- ✓ 教育の質の確保のための仕組みが不十分
- ✓ 専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分



情報発信

- ✓ 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、教育水準について正確・必要な情報を得ることが困難



地域間格差

- ✓ 地域によって教育機関や教員養成機関の整備が不十分
- ✓ 全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備が不十分



- A) 学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語教師の資格化に関する法整備
- B) 希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等の推進

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和6年4月施行)
- 日本語教育の推進に関する法律(令和元年6月施行)

1. 日本語教育関係の法律や政府の方針等について

(地域日本語教育に焦点を当てて)

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

- ・国の責務
- ・連携の強化

- ・地方公共団体の責務
- ・法制上、財政上の措置等

- ・事業主の責務
- ・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民**に対する日本語教育
- ・**地域における日本語教育**
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上（20条）
- ・日本語教育に従事する者の**能力・資質の向上等**（21条）
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等（22条）
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発（23条）

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における**外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・関係行政機関は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 **日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方**
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

第2章 日本語教育の推進に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

オ 地域における日本語教育

外国人等が自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け，教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できるようになることを目指し，地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講ずる。

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備
日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し
おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。**

※  は制度・施策の主務官庁

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

 文科省

 法務省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

 外務省

 文科省

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

 文科省

 外務省

就労・生活関係


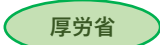
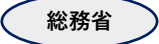

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携 
- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供 
- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供 
- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供 

2. 日本語教育に関する審議の内容について (地域日本語教育に焦点を当てて)

「日本語教育の参照枠」とは

文化審議会国語分科会で令和元年から検討を開始し、
令和3年10月に報告としてまとめられました。

ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) を参考にした、日本語教育を受ける
すべての人が参照できる日本語の学習・教授・評価のための包括的な枠組みです。

1 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進んでいることから、国内外の日本語学習者はこれまで以上に多様化しており、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ機会も増加しています。

更に、国内外の日本語学習者は、進学や就職あるいは在留資格を得るために、日本語能力の証明を求められるようになっていきます。



日本で暮らしている外国人数は増加し、日本語を学ぶ人も、
日本語を教える機関も増えています。

国内に在留する外国人
約**296**万人

国内で就労する外国人
約**182**万人

国内における日本語学習者
約**28**万人

01

日本語学習者を 社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」です。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段なのです。

02

言語を使って 「できること」に 注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目します。

03

多様な日本語使用を 尊重する

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要かなど、目標設定を個別に行うことを重視します。母語話者が使用する日本語の在り方を、必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしません。

「日本語教育の参照枠」は、国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与します。

- 国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができるようになる。
- 生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 試験の質の向上が図られ、通用性も高まる。

3 「日本語教育の参照枠」が示すもの

「日本語教育の参照枠」が示す範囲は、**全体的な尺度**（※4「6つの日本語能力のレベル」参照）、**言語活動別の習熟度**、**言語能力記述文**（日本語教育の参照枠 Can do）、**漢字を含む文字の扱いについて**、**日本語能力評価について**です。言語活動は、日本語学習者の努力だけではなく、周りの人々の配慮や歩み寄りによって達成できることもあります。そのような周囲からの働きかけを含む、約500項目の「活動 Can do」を示しています。言語活動別の習熟度については、「聞く」「読む」「話す（やり取り・発表）」「書く」の言語活動別に、実生活で日本語を使ってどのようなことができるのかに注目しています。



「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

- **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針**（令和2年6月23日閣議決定）
 「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある（p.9）」

全体的な尺度（抜粋）

言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
言語使用者の 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

「地域における日本語教育の在り方について」(報告)のポイント

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
- 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年閣議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。このような状況を踏まえ、本報告は、
 - ・ 地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの。
 - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。
 - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。



ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。
(レベル ⇒ A1、A2からB1までを対象とする
学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定)
- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度

「生活Can do」について

生活Can do

「生活Can do」は、国内に在住する外国人（「生活者としての外国人」）が日常生活において、日本語で行うことが想定される言語活動を例示したもの。

「日本語教育の参照枠」に示された分野別の言語能力記述文 (Can do) の一つ。

対象となる 範囲

「地域における日本語教育の在り方について」（令和4年11月、文化審議会国語分科会）に示される「生活上の行為の事例」（p.79参照）

生活上の行為の事例

- | | |
|---------------|---------------|
| I 健康・安全に暮らす | VI 働く |
| II 住居を確保・維持する | VII 人とかかわる |
| III 消費活動を行う | VIII 社会の一員となる |
| IV 目的地に移動する | IX 自身を豊かにする |
| V 子育て・教育を行う | X 情報を収集・発信する |

レベル

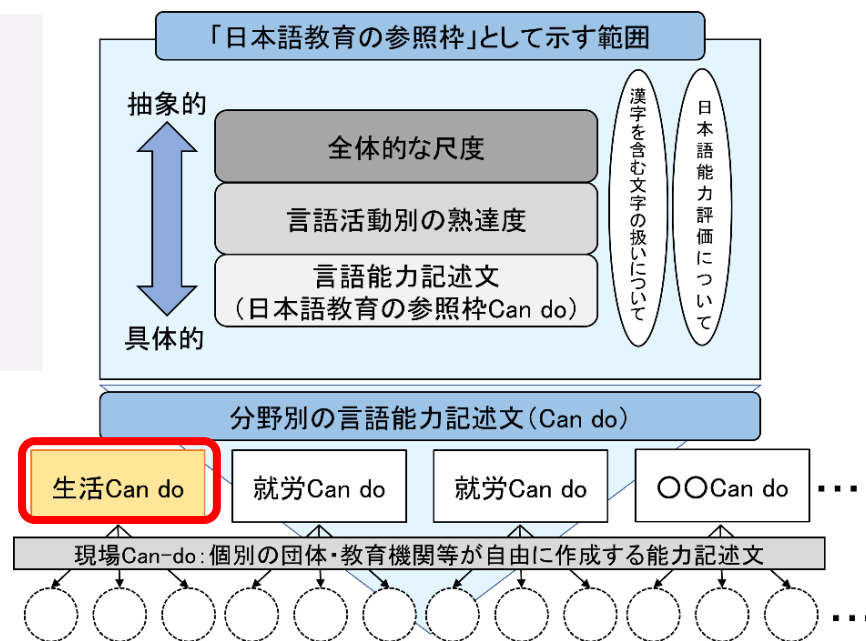
基礎段階の言語使用者
(A1、A2) から
自立した言語使用者
(B1、一部B2) までを想定

言語活動

聞くこと、読むこと、
話す（やり取り）、
話す（発表）、
書くこと

例

<やり取り・A1> 店で買い物をするとき、買いたいものや個数を伝えることができる。【Ⅲ消費活動を行う】
<読むこと・B1> 適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すために読むことができる。【Ⅰ健康・安全に暮らす】



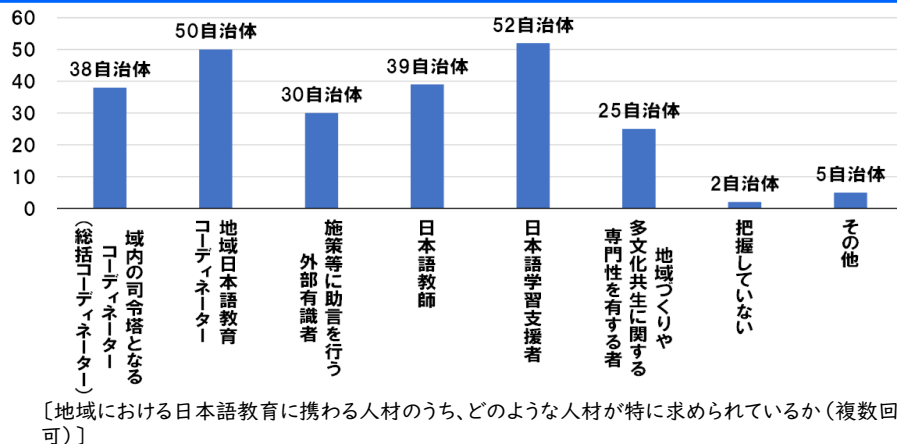
地域日本語教育における総括コーディネーターと地域日本語教育コーディネーター

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

現状と課題

○ 都道府県・政令指定都市アンケート(令和3年度文化庁調べ)によると、外国人の日本語学習のニーズが多様化する中で、必要な専門人材(地域日本語教育コーディネーター等)の不足、ノウハウの共有、地方自治体と専門機関との連携が課題とされている

○ コーディネーターの配置については、6割超の自治体が既に配置しており、今後配置する予定の自治体を併せると、約8割の自治体においてコーディネーターの役割や必要性を認識し、人材の配置がなされている一方で、約2割14自治体が配置の予定はないと回答



コーディネーターの役割・配置の在り方

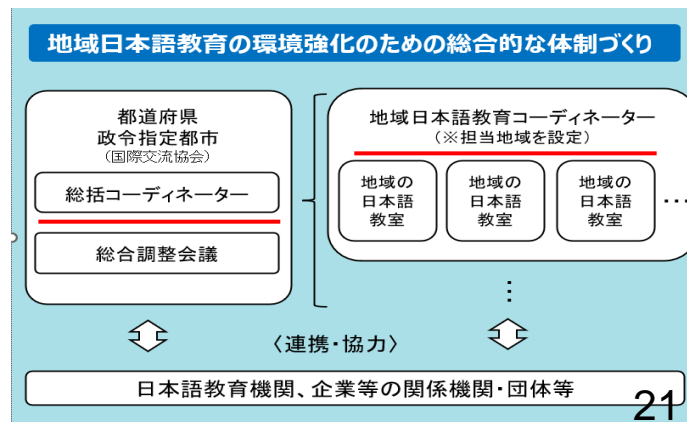
○コーディネーターの役割

- ① **地域日本語教育コーディネーター**は、行政や地域の関係機関と連携し日本語教育プログラムの編成及び実践に関わる。
- ② **総括コーディネーター**は、広域で実施される日本語教育事業の推進にあたって、域内の市区町村等や関係機関等と連携し、事業全体の企画・進捗把握・連絡調整・評価・改善等を実施する。また、域内のブロック別あるいは教室ごとに配置された地域日本語教育コーディネーターの連携の要としての役割を持つとともに、域内で展開される各日本語教育プログラムに対して指導・助言を行う。このため、日本語教師としての専門性や経験を有し、地域日本語教育コーディネーターとしても活動歴があることが望ましい。

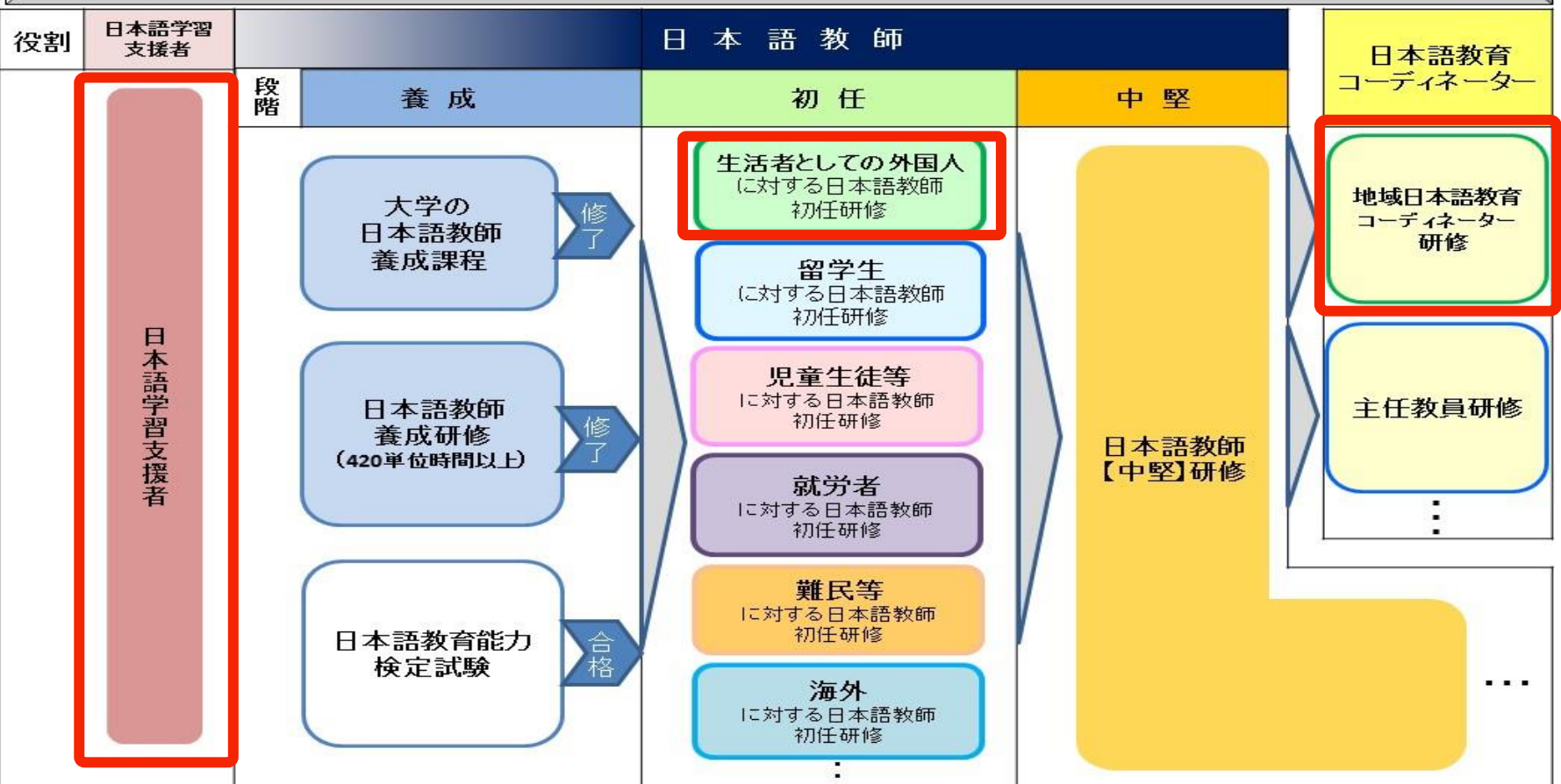
○コーディネーターの配置

コーディネーターは、専門性を有する人材が都道府県及び政令指定都市等に**専任として配置**されることが肝要

コーディネーターを配置することにより、在留外国人の属性等に対応した日本語教育プログラムの編成に柔軟に対応できるようになるとともに、人材の育成・研修が企画実施でき、組織的かつ安定的な日本語教室運営が可能となる。外国人コミュニティや、ボランティア団体との有機的な連携、やさしい日本語を活用した日本人住民の多文化共生の意識啓発などにもこれらのコーディネーターは力を発揮する。



(参考) 日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ



日本語教育人材		受講対象	養成・研修の実施機関
日本語教師	養成	○日本語教師を目指す者	○大学等の教育研修機関
	初任	○日本語教師【養成】を修了した者 ○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者	○教育現場におけるOJT研修や大学等の教育研修機関
	中堅	○各活動分野において初級から上級学習者の指導に十分な経験(2400単位時間以上※)を有する者	○大学等の教育研修機関
日本語教育コーディネーター	地域日本語教育コーディネーター	○中堅を経て、地域日本語教育において3年以上の実務経験を有し、地方公共団体等でコーディネート業務にあたる者	○文化庁, 地方公共団体 及び大学等の教育研修実施機関
	主任教員	○日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者	○大学等の教育研修機関
日本語学習支援者		○多文化共生・日本語教育に興味関心を持つ者	○地方公共団体, 大学等の教育研修機関, NPO等

※1単位時間は45分以上とする。

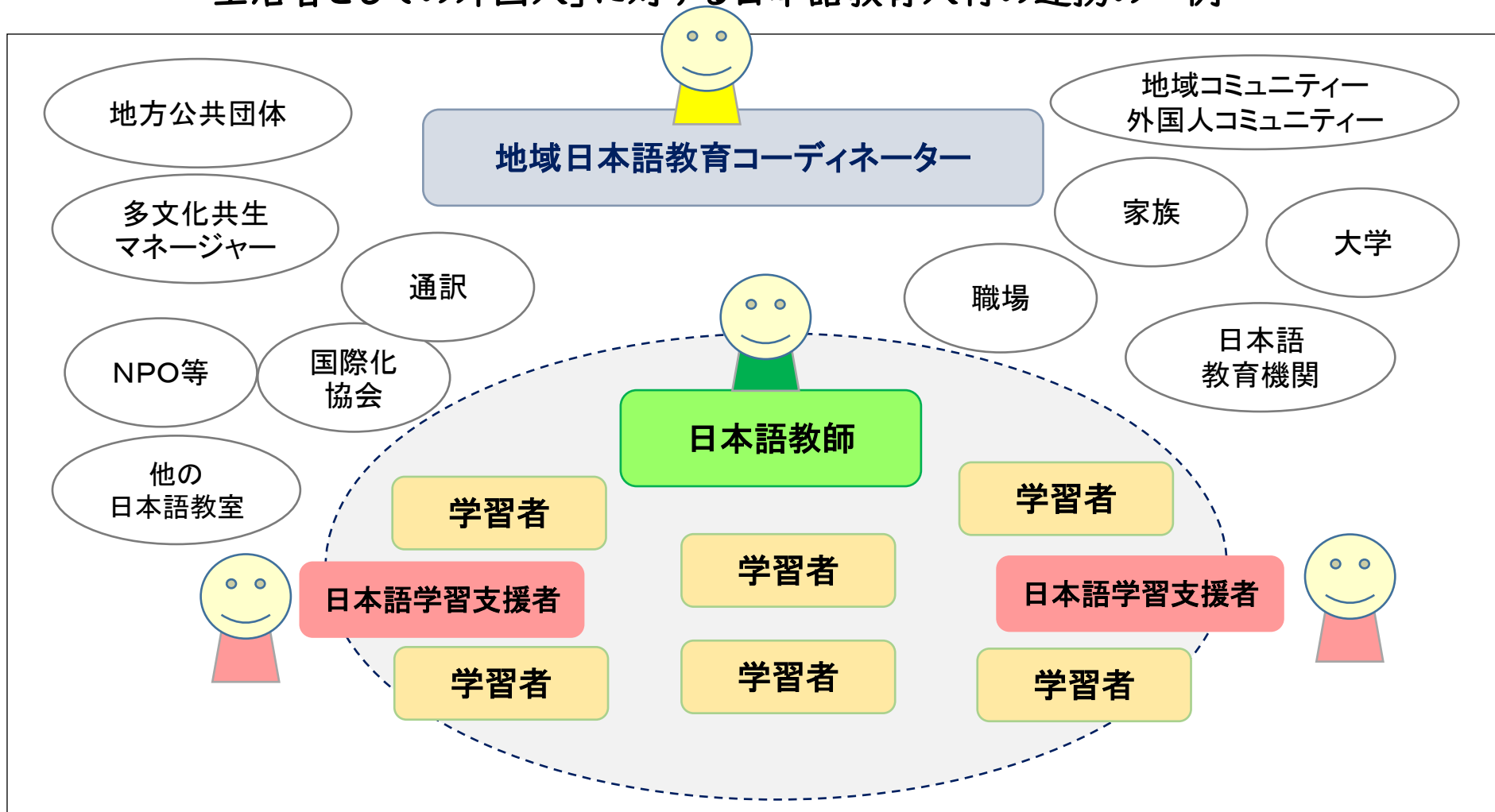
日本語教育人材の活動分野別の教育内容

「日本語教育人材の養成研修の在り方について(報告)」改定版」

日本語教育人材は、役割・段階・活動分野別に求められる資質・能力を身に付けるために必要な教育内容が示されています。

役割	日本語教師【初任】	地域日本語教育 コーディネーター	日本語学習支援者
活動分野	生活者としての外国人		
教育内容 (一部抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> 1) 国・地域の在留外国人施策 2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育 3) 言語サービス(多言語化・やさしい日本語) 4) 「生活者としての外国人」の多様性 5) 外国人住民の社会参加 6) 「生活者」のライフステージに合わせたキャリアプランと日本語学習 6) 「生活者としての外国人」の異文化受容・適応など 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 日本語教育に関わる国及び地方公共団体の施策 2) 在留外国人に関する法制度、行政サービスの把握・整理 3) 地域日本語教育のプログラムデザイン 4) 日本語教育人材に対する研修の企画・立案 5) 活動と広報 6) 事例研究 7) 組織マネジメント(ネットワーキング, コミュニティデザイン, ファシリテーション等) <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1) 学習者の背景に対する理解 2) 多文化共生 3) コミュニケーションストラテジー(地域のことば, やさしい日本語) 4) 異文化理解 5) 地域日本語教育の多様性 6) 日本語学習支援 7) コミュニケーション教育 8) 日本語の構造 <p style="text-align: right;">など</p> <p style="text-align: right;">23</p>

「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティー等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

●日本語教師

(5~7名:毎回2名)

有資格者, 教授経験豊富

●日本語学習サポーター(日本語学習支援者)

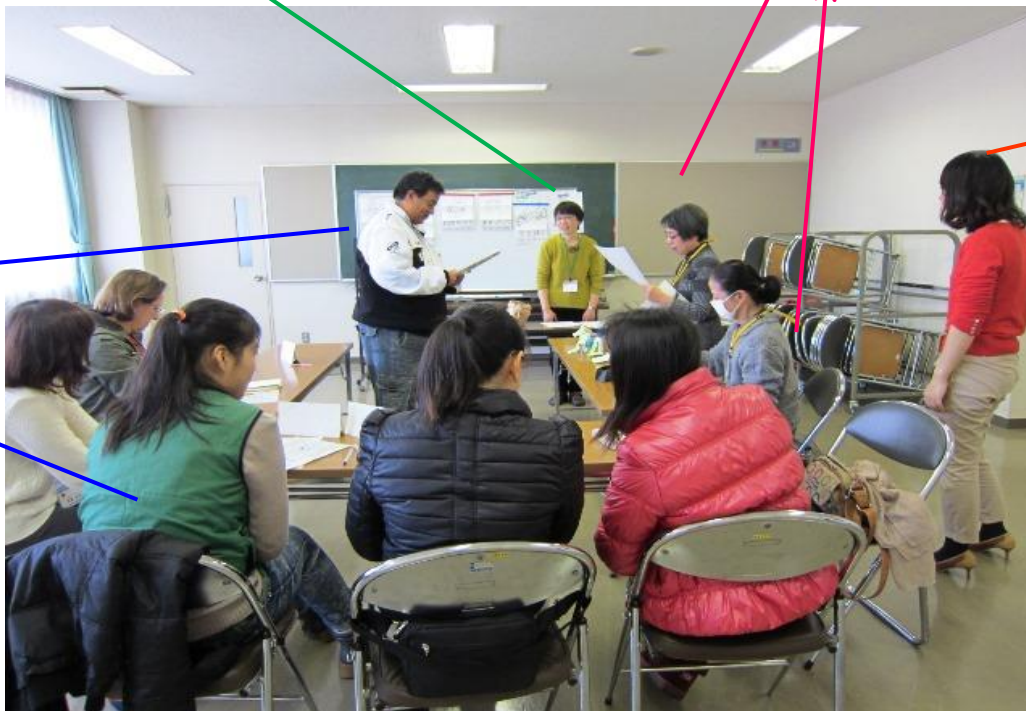
地域居住のボランティア日本人住民

「人材育成研修」の一環として教室に参加

日本語のモデル発話, ペア練習の相手, ロールプレイの見本, レベル差の大きい学習者の補助等を行う

●日本語学習者

地域に居住する
外国人住民(成人)
ゼロレベル
母語は限定しない



●総社市役所職員

総社市日本語教育事業
の事務局
(国際・交流推進係)

●地域日本語教育
コーディネーター

岡山大学教授
(文化庁地域日本語教育
アドバイザー)

有資格者の日本語教師が指導者となることで日本語教育の「質」を確保し、日本語学習サポーターを配置して、地域の生活情報の提供, 生きた日本語との接触, 地域住民同士の交流を促進することで、日本語教室を「地域住民同士がつながる場」として機能させている。これらの活動のデザインを専門性を有する地域日本語教育コーディネーターが担うことで、必要な連携先をつなぎ、持続可能な実施体制を構築している。

3. 令和7年度日本語教育関係 概算要求について

日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

38億円
29億円



背景・課題

- この10年で、小・中・高等学校における日本語指導が必要な児童生徒数（令和5年：6.9万人（約1.9倍））及びそれ以外の国内の日本語学習者数（令和5年：22万人（約1.6倍））は増加傾向。加えて、長期にわたり我が国の産業を支える人材を確保すること等を目的に、技能実習制度が発展的に解消され、新たに育成就労制度が創設されることとなっており、今後、**在留外国人の更なる増加が見込まれる。**
- 外国人が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションを図り、日本人とともに学び、生活できる環境の整備のため、日本語教育・外国人児童生徒等の教育等の充実を図る。**



I. 外国人等に対する日本語教育の推進

(担当：総合教育政策局日本語教育課)

令和7年度要求・要望額 2,120百万円（前年度予算額 1,583百万円）

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

- 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進 620百万円（495百万円）
 - 都道府県等が、日本語教育機関や企業等の多様な関係機関と連携して行う**日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり**を推進し、**地域の日本語教育水準の維持向上を促進**する。
- 日本語教室空白地域解消の推進強化 170百万円（148百万円）
 - 日本語教室が開設されていない市区町村に対して**アドバイザーの派遣や日本語教室の開設・安定化に向けて支援**する。
 - インターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）を開発・提供**する。
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育の取組推進 24百万円（24百万円）
 - NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定の課題に対する学習コース（特定のコース）」に対応した先進的な取組を創出する。

(2) 日本語教育の質の向上等

- 認定日本語教育機関活用促進事業 352百万円（新規）
 - 認定日本語教育機関を中核とした企業等との連携体制を構築し、外国人材輩出と教育投資促進の好循環のモデルを創出。
- 資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上 386百万円（376百万円）
 - 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の施行を受け、**日本語教員試験の実施、情報掲載サイトの構築・運用等の同法の環境整備**を図る。
- 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業 251百万円（241百万円）
 - 文化審議会国語分科会が示した教育内容及び登録日本語教員の資格制度を踏まえ、**①現職日本語教師研修プログラム普及、②日本語教師養成・研修推進拠点整備、③日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修**を実施する。
- 日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費 41百万円（25百万円）
 - 日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費を計上し、効率的な執行を行う。
- 「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業 11百万円（11百万円）
 - 「日本語教育の参照枠」を日本語教育の現場に実装できるよう、前年度までに開発した**生活・留学・就労等の分野における日本語教育のモデルとなるプログラムを普及**させる。
- 日本語教育のための基盤的取組の充実 28百万円（23百万円）
 - ①日本語教育に関するコンテンツ共有サイト（NEWS）の運用、②日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等の開催、③調査研究等を行う。

(3) 難民等に対する日本語教育

- 条約難民等に対する日本語教育 237百万円（240百万円）
 - 条約難民、第三国定住難民等に対する日本語教育を実施する。



II. 外国人児童生徒等への教育等の充実

令和7年度要求・要望額 1,633百万円（前年度予算額 1,326百万円）

○日本語指導を含むきめ細かな支援の充実

- 1,362百万円（1,104百万円）
 - 公立学校における日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築、オンラインによる指導や多言語翻訳システム等のICTを活用した取組など、**外国人児童生徒等への支援体制の整備等**に向けた学校における自治体の取組を支援する。
 - 外国人の子供の就学状況把握や就学案内、日本語の基礎的な学習機会の提供など、**公立学校等への就学促進**に向けた学校外における自治体の取組を支援する。

○日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤の整備

- 22百万円（11百万円）
 - 情報検索サイト「かすたねと」の充実**による教材や翻訳文書の提供等を行ひ、**アドバイザーボードの設置・運営等**を行う。

○外国人生徒のキャリア支援等に関する調査研究 20百万円（新規）

- 高等学校・大学等への進学や就職等の進路選択を支援するため、外国人生徒に対するキャリア支援及びキャリア教育の実態調査や実践等を行う。
(以上3事業 担当：総合教育政策局国際教育課)

○夜間中学の設置促進・充実 157百万円（86百万円）

- 夜間中学は外国籍の方も含め様々な事情により十分な教育を受けられなかった方**の教育を受ける機会を実質的に保障する重要な役割を果たしており、**夜間中学の設置促進**や、多様な生徒の実態等に応じた**夜間中学の教育活動の充実を図るための支援等**を行う。
(担当：初等中等教育局初等中等教育企画課)

○高度外国人材子弟の教育環境の整備 71百万円（71百万円）

- 高度外国人材の子弟にとって魅力的な教育環境を整備するため、**横展開が可能なモデルの創出**に取り組む。

(担当：大臣官房国際課)
※前年度予算額には上記のほか令和6年度限りの事業に係る経費（53百万円）を含む。

【参考】外国人留学生の受入れ促進等

※上記の合計額には含まれない

- 留学生受入れ促進プログラム等 3,441百万円（3,441百万円）
- 日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業 633百万円（482百万円）
- 留学生就職促進プログラム 95百万円（95百万円）
(以上3事業 担当：高等教育局参事官（国際担当）付)
- 専修学校の国際化推進事業 315百万円（246百万円）
(担当：総合教育政策局生涯学習推進課)

現状・課題

我が国の在留外国人は令和5年末で約341万人。過去30年で約2.58倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入境規制等で在留外国人数の伸びは鈍化した。令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年度改訂）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

※合計要求・要望額には以下のほか情報検索コンテンツの運用等10百万円を含む

1 確保 展開・学習機会の全国 日本語教育の全国	①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充) 620百万円 (495百万円) <ul style="list-style-type: none"> 地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 令和7年度には60自治体(全体の約9割)まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。 	②日本語教室空白地域解消の推進強化(拡充) 170百万円 (148百万円) <ul style="list-style-type: none"> 日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。 	③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 24百万円 (24百万円) NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズに対応した先進的な取組を創出。(障害を有する外国人に対する日本語教育、文化や宗教上の理由により学習へのアクセスが困難な外国人への日本語教育等)	条約難民等に対する日本語教育 237百万円 (240百万円) <ul style="list-style-type: none"> 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。 令和5年度入管法改正により創設された補完的保護対象者に対する日本語教育を実施(条約難民と同様の支援)。
	2 向上等 日本語教育の質の	①認定日本語教育機関活用促進事業(新規) 352百万円 (新規) 認定日本語教育機関を中核とした企業等との連携体制を構築し、外国人材輩出と教育投資促進の好循環のモデルを創出。 <ul style="list-style-type: none"> 企業等との連携によるカリキュラム開発 教育手法の高度化 教育効果の検証手法の確立 外部資金調達スキーム構築 等 	②資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充) 386百万円 (376百万円) 日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 日本語教員試験の実施 日本語教育機関認定法ポータルサイトの運用 現職日本語教師への講習実施(経過措置) 	③日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充) 251百万円 (241百万円) 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> 現職日本語教師研修プログラム普及 日本語教師養成・研修推進拠点整備 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。
				⑤日本語教育に関する調査及び調査研究 18百万円 (17百万円) 日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施(実態調査、総合的な調査研)
				⑥「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業 11百万円 (11百万円) 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度から計画的に生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等の開発・普及を実施。

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

中期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

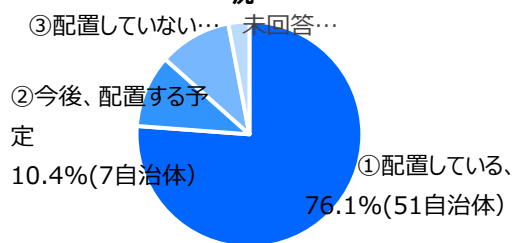
令和7年度要求・要望額 620百万円
(前年度予算額 495百万円)



背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「成長戦略等のフォローアップ」に「生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や（中略）体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む」といった**地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている**。
 - 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、**必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でない**などの課題がある。
 - 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や、言語を使ってできることを提示する「生活Can do」の概念が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる**教育の質の維持向上が求められている**。
- ※ 令和6年4月に「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が施行

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年10月）

事業内容

1. 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 6百万円）
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 581百万円（前年度 455百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 件数：60件（前年度 47件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

取組例：

- ・域内の市町村との連携による日本語教育実施体制の検討
- ・オンラインによる広域の日本語教育実施体制の検討

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

- ① 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- ②「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行
 - i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル(B1)・時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

市町村向け間接補助分
特別交付税措置

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 33百万円（前年度 33百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

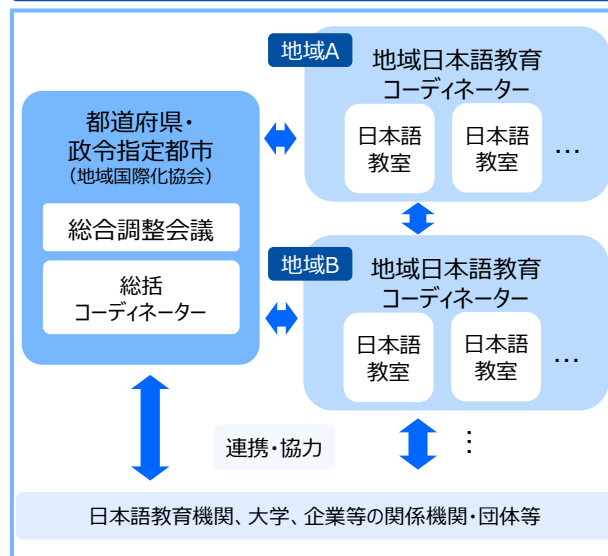
中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

▼ 地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり イメージ図



【参考】「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」

地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について

従来の取組に加え、以下の取組を行い「地域における日本語教育の質の維持向上」を目指す
都道府県・政令指定都市等に対し補助率加算（最大3分の2）

- 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画を支援
 - ・「日本語教育の参照枠」及び同参照枠に基づく「生活Can do」を活用し、その理念を踏まえた日本語教育
 - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

○地域における日本語教育の在り方について（報告）

（令和4年11月 文化審議会国語分科会）より抜粋

【生活Can do】「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文（Can do）(A1からB1レベル)

No.	言語活動	筋ごり	レベル	Can-do	生活上の行為の事例				
					大分類	中分類	小分類	事例1	事例2
1	読むこと	世情を把握するために読むこと	B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探出すことができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	選択する病院を知る
2	発表	長く一人で話す・経験談	B1	体調が悪く、医療相談窓口へ電話したときに、相談員に自分の症状や症状の変化について、順序だてて説明することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	症状の変化を説明する
3	読むこと	世情を把握するために読むこと	A1	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診察日や時間を確認することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	開院時間を確認する
4	やり取り	店や公共機関でやり取りをする	A2	電話で病院や歯医者の予約をするとき、ゆっくりとはっきりと話されれば、名前や電話番号、日時、診察理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	予約を申し込む

【学習時間の目安】

地域における日本語教育で想定される自立した言語使用者（B1レベル以上）の学習時間

到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

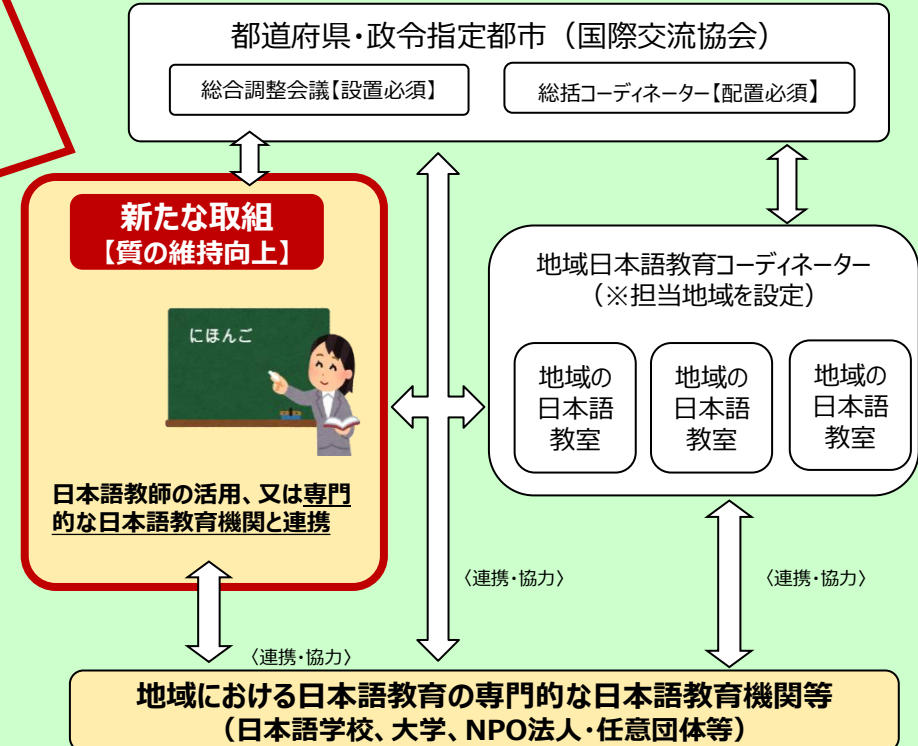
総学習時間（1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定）

◎ 0～B1レベルまで	350～520時間程度 (470～780単位時間程度(1単位時間45分))
<参考> 0～B2レベルまで	700～1070時間程度 (933～1426単位時間程度(1単位時間45分))

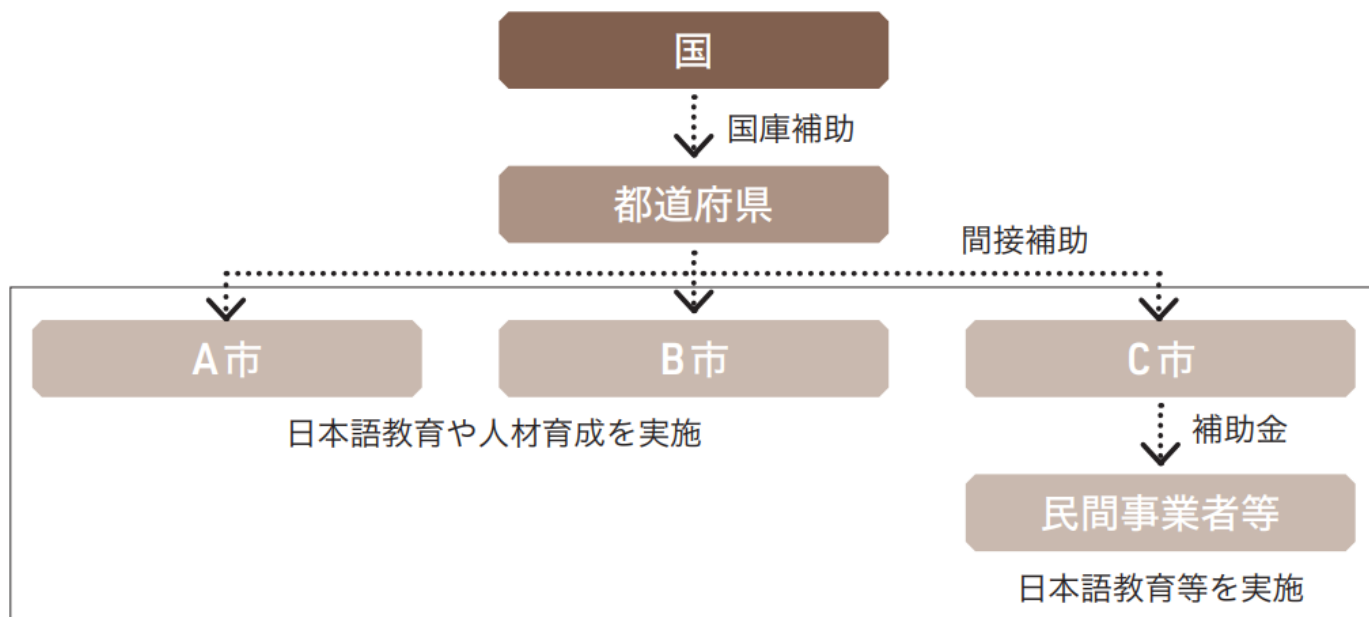
具体的な内容とイメージ図

日本語教師の雇用や活用、専門的な日本語教育機関等との連携による、「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラム開発・提供のための

- ①調査や計画策定、②プログラムの開発・実施・試行、③教材開発や評価の開発、教材作成、④研修の受講や実施⑤成果報告等



都道府県と市町村の連携による体制の整備



本事業に係る地方財政措置について

本事業の地方公共団体の負担のうち、市町村分については、地方交付税措置を講ずることとされています。これを活用し、間接補助事業によって市町村が行う取組をこの措置との対象とすることが可能となっています。なお、都道府県分の措置はありません。

区分	種類	措置率
市町村	特別交付税措置	0.5

(令和6年3月時点)

実際の地方財政措置の事務や実際の決定額については、各団体の財政担当部署等に御確認ください。

令和6年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業
地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体

**都道府県
(41団体)**

- ・北海道
- ・青森県
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・山形県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県★
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県★
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・鳥取県
- ・島根県
- ・岡山県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・高知県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県

**政令指定都市
(16団体)**

- ・仙台観光国際協会
- ・さいたま市
- ・千葉市★
- ・川崎市
- ・横浜市
- ・静岡市国際交流協会
- ・浜松市★
- ・名古屋市
- ・京都市国際交流協会
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・岡山市
- ・広島市
- ・北九州国際交流協会
- ・福岡市
- ・熊本市

下線:新規応募団体
 ★:補助率嵩上げ(3分の2)



合計 57団体

【参考】

令和5年度	54団体
令和4年度	48団体
令和3年度	42団体
令和2年度	35団体
令和元年度	17団体

※47都道府県・20政令指定都市が対象。
 相模原市は神奈川県の間接補助事業として実施。 32

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和7年度要求額
(前年度予算額)

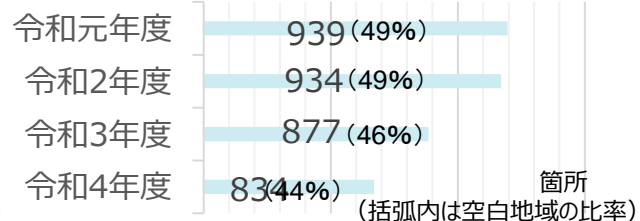
170百万円
148百万円



文部科学省

現状・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は834である（令和4年11月現在）。その地域に在住する外国人数は149,062人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。



事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

- 日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。件数：21件（前年度：21件）

2 ICT教材の開発・提供



日本語学習サイト
「つながるひろがる にほんごでの暮らし」
(通称：つなひろ)

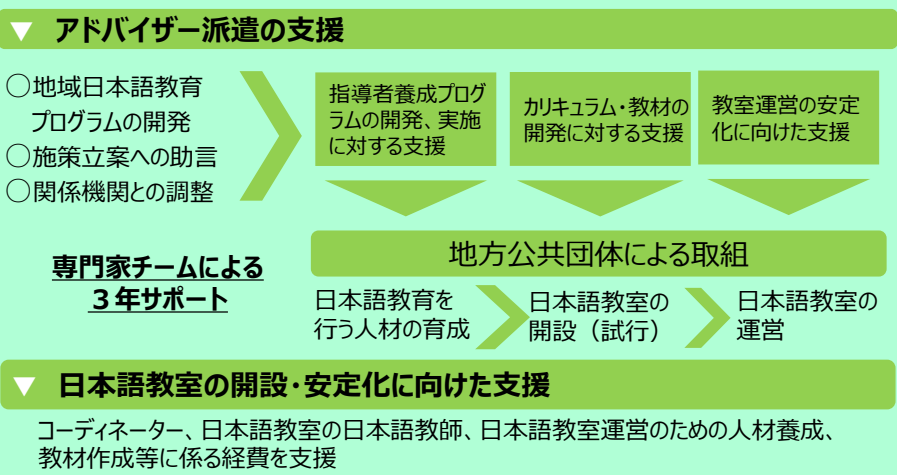
- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 19言語（令和6年度末）

中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、シンハラ語（予定）、日本語

- 令和7年度は、引き続き、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語を追加。

3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- 域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催



アウトプット（活動目標）

- 日本語教室空白地域に対する地域日本語教室スタートアッププログラムによる支援の提供
- 空白地域に在住する外国人が日本語を身に付けられる日本語学習教材の充実

短期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムによる日本語教室の開設

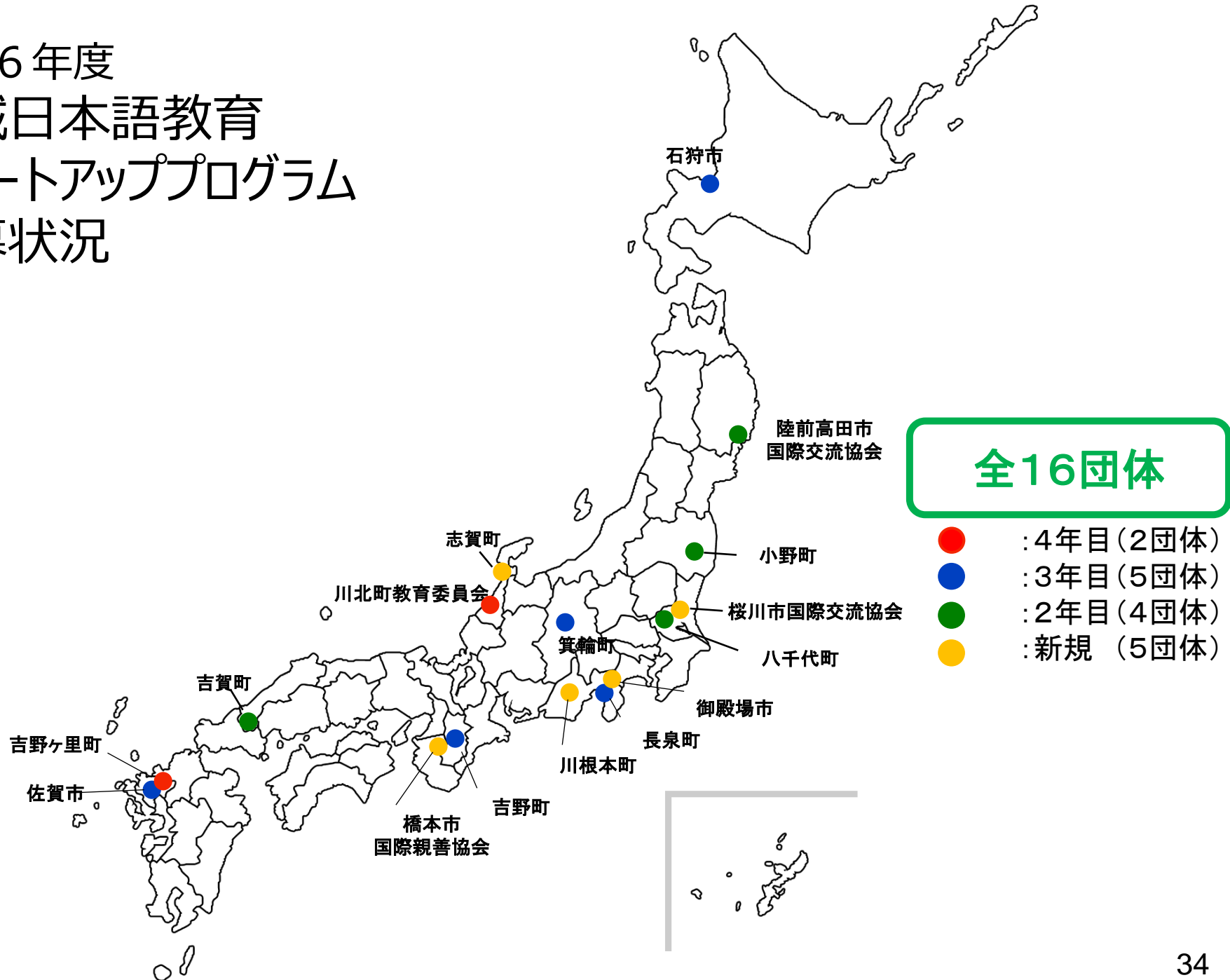
中期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化

長期アウトカム（成果目標）

- 日本語教室開設地域の増加による日本語学習機会の普及
- 在留外国人のICT教材の利用拡大による日本語学習機会の向上

令和6年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 応募状況





文部科学省

TSUNAHIRŌ

「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト つながるひろがるにほんごでの暮らし



概要

**日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が
独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開**

内容



- ・生活場面の動画中心、日本語・外国語字幕表示、表現・語彙、文型の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト
- ・活用方法等のセミナーの開催、広報活動

対応言語 全18言語



中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール(カンボジア)語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語
フランス語【令和5年12月22日公開】

使い方ガイドブック等の作成



活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット、ポスター各種
- ・広報用動画 等

実績 (令和4年度)



147万アクセス



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本でコミュニケーションをとったり、生活できるようになったりすることを目標として、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう

- [このサイトについて](#)
- [自分に合ったレベルを探そう](#)

はじめに覚えよう！日本語の便利なフレーズ



「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

令和7年度要求額 24百万円
(前年度予算額 24百万円)



文部科学省

現状・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、「特定の課題に対する学習ニーズ」(以下「特定のニーズ」という。)が指摘されている。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和4年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧)」(令和4年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)

事業内容

◆ 地域日本語教育実践プログラム

件数：8件(前年度：8件)

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定のニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

▼ 想定される取組例

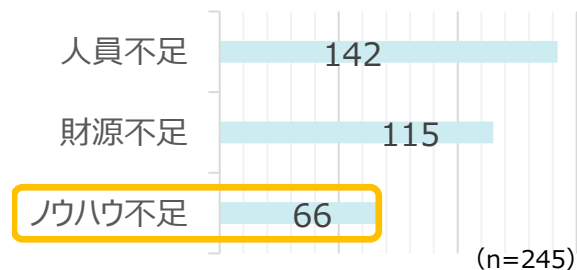
● 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組

障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組

● 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組

文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

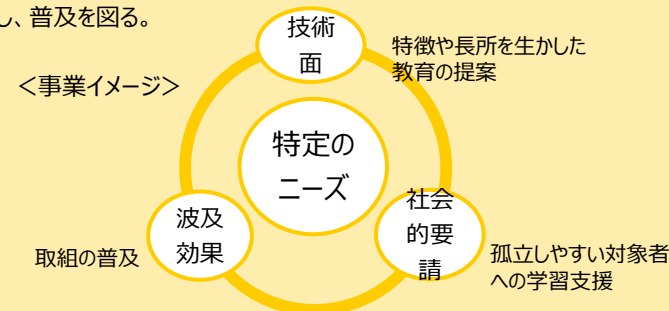
地域の日本語教育に関する課題



(出典) 出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

▼ 各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得、及び他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。



アウトプット(活動目標)

- 「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に応じた先進的な日本語教育の在り方の検討
- 取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進

短期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになる。

中期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

長期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

国語課における地域日本語教育事業の連関について

**地域日本語教育の総合的な
体制づくり推進事業（補助事業）**

対象：都道府県・政令指定都市等

**「生活者としての外国人」のための日本語教室
空白地域解消推進事業
地域日本語教育スタートアッププログラム**

（事務局委託事業）対象：市区町村等

**「生活者としての外国人」のための特定のニ
ーズに対応した日本語教育事業
地域日本語教育実践プログラム**

（委託事業）

対象：NPO法人・任意団体・大学等

現状は対応できていないニーズに
対する方法論の提案・普及

広域での日本語教育の
実施体制の整備
【ネットワーク型事業】

日本語教室がない市区町村
（空白地域）でのスタートアップ
【事例集積型事業（市区町村）】

地域日本語教育における
「特定の課題に対する学習ニ
ーズ」に対する対応方法の提案
【事例集積型事業(NPO法人等)】

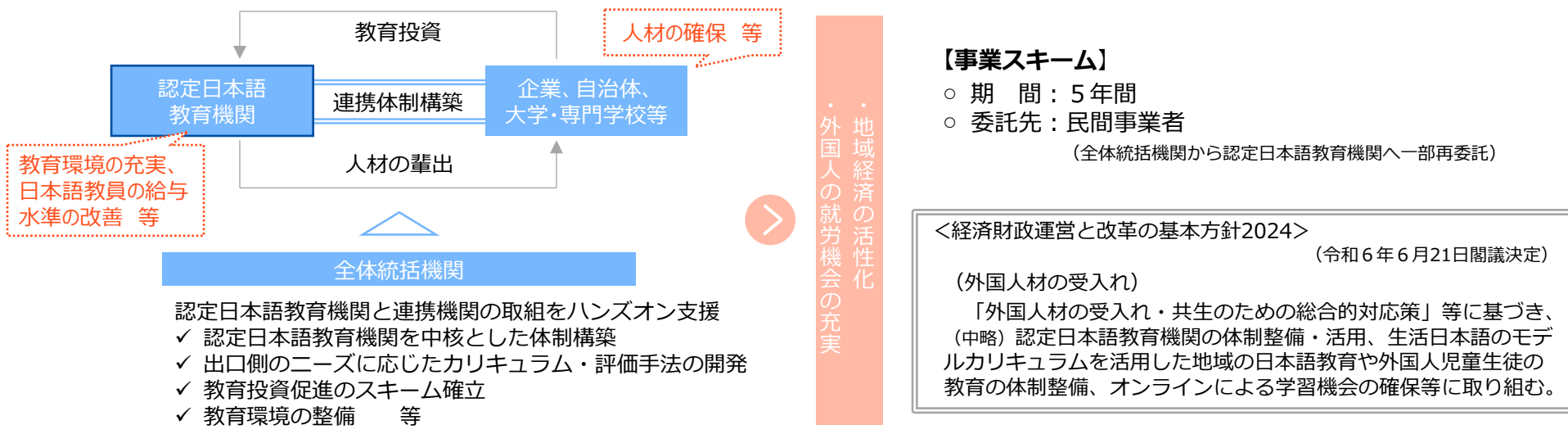
背景・課題

- 我が国で生活・就労する在留外国人は急増（H25：207万人→R5：341万人※¹）しており、外国人等への質の高い日本語教育の提供が不可欠。
- 日本語教育機関の卒業後は高等教育機関等への進学だけでなく、就職の割合も増加（H21：1.6%→R4：10.6%※²）してきており、出口側のニーズに応じた日本語教育を提供する体制の構築が急務。
- 一方、個々のニーズに応じた日本語教育へのアクセシビリティや地域・職場等における能力の発揮、日本語教員の処遇等は大きな課題となっており、認定日本語教育機関を中核として、関係者が一体となった体制の構築と活用が必要。

(出典) 1：出入国在留管理庁、2：外国人留学生進路状況調査（独）日本学生支援機構

事業概要

- 企業等が求める日本語能力を身に付けた外国人材の輩出と教育投資の促進の好循環創出に向けて、全体統括機関がコーディネートを行い、認定日本語教育機関を中核とした企業や自治体、大学・専門学校等との連携体制を構築し、質の高い日本語教育の提供や日本語教員の給与水準の改善等を自律的に実現するためのスキームを確立。
- 令和10年度までの経過措置期間を集中強化期間として位置づけ、日本語教育機関を活用するモデルを創出。



アウトプット（活動目標）

- 質の高い教育のための体制構築・環境整備
- 質の高い教育に係る定量的な分析

短期アウトカム（成果目標）

- 質の高い認定日本語教育機関のモデルの提示
- 日本語教員の処遇改善

中期アウトカム（成果目標）

- 質の高い認定日本語教育機関の増加
- 修了後の出口保証

長期アウトカム（成果目標）

- 優れた留学生の確保
- 質の高い労働者の確保
- 共生社会の実現

【参考情報】
日本語教育機関認定法に関連する制度
について

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

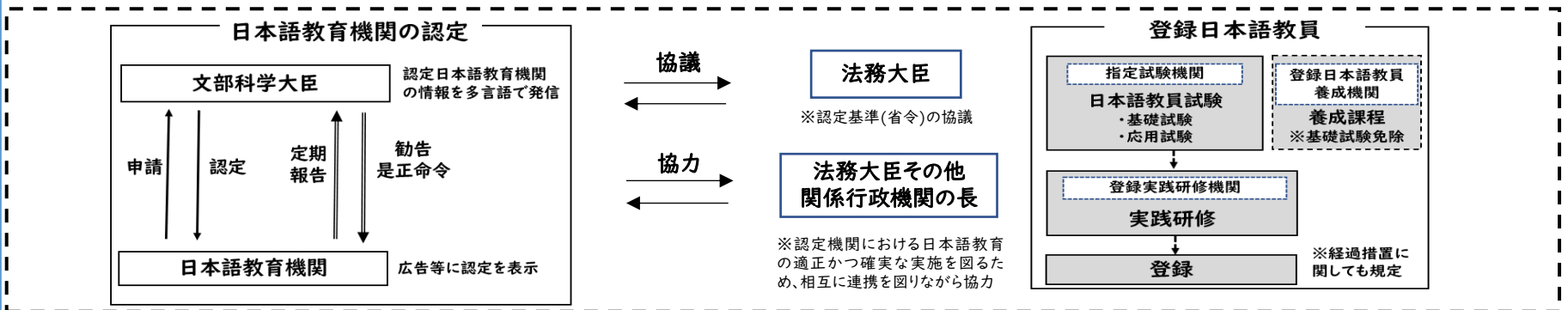
※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。

○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



認定日本語教育機関制度の創設

法務省告示機関【これまで】

目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示
認定等の主体	法務大臣
分野	「留学」のみ
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの
教員資格	<ul style="list-style-type: none">大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者日本語教育能力検定試験に合格した者 等
評価	自己評価のみ(義務)

認定日本語教育機関【これから】

日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育

文部科学大臣

「留学」に加え、「就労」と「生活」を新設

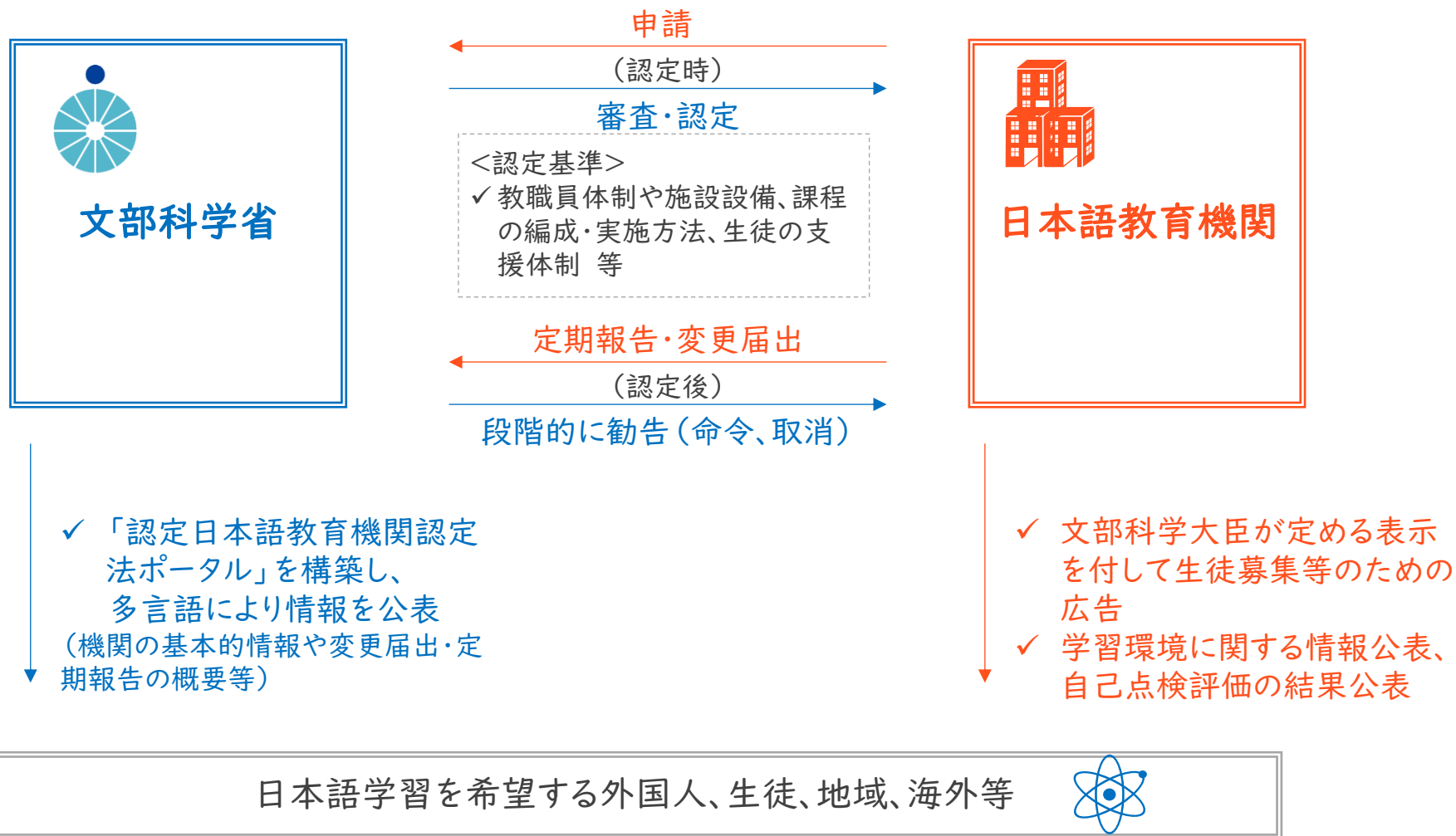
- 留学はB2以上目標、就労・生活はB1以上目標の課程を1つ以上置くこと
 - 課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じて、適切な授業科目を体系的に開設すること
 - 「日本語教育課程編成のための指針」に基づくこと 等
- ※「就労」と「生活」は3/4を上限にオンライン授業を実施可能

「登録日本語教員」を国家資格化

- 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格
 - 登録実践研修機関が実施する実践研修の修了
- ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験免除

- 自己評価(義務)・第三者評価(努力義務)
- 審議会による実地視察

認定日本語教育機関制度の概要



認定日本語教育機関における日本語教育課程編成の考え方(分野別)

「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」(令和6年4月中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定)より

留学

就労

生活

教育課程
編成の考え方

✓ 学習者が希望する進路に送り出すために、必要かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施することが求められる。

✓ 企業等のニーズや学習者が希望する業者や職種への送り出し、グローバル人材の育成等の視点が求められる。

✓ 健康かつ安全、自立した生活、文化的な生活、社会の一員としての生活を送れるようにすることが求められる。

到達目標・
到達レベル

✓ 言語活動別の目標*等を参照し、各機関の理念、教育目標や特色、学習者の背景や特性等を踏まえ、Can doで設定する。

✓ 言語活動別の目標等を参照し、各機関の理念、教育目標や特色、学習者の背景や特性、企業等のニーズ等を踏まえ、Can doで設定する。

✓ 言語活動別の目標等を参照し、各機関の理念、教育目標や特色、学習者の背景や特性等を踏まえ、Can doで設定する。

必須の
学習内容

【日本語能力】5つの言語活動を盛り込む。言語の運用能力、言語使用の際の方略能力も学べる活動を行う。
【学習を自ら管理する能力】学習者が必要な日本語能力を具体的に意識し学習計画を立て、自分に合った方法で管理・調整できるようになることを目指す。

推奨される
学習内容

✓ 地域の人々をはじめとした多様な他者との交流
✓ 機関内外における体験活動 等

✓ 就労慣行やビジネスマナー
✓ 職場見学や職業体験、異業種交流会
✓ 業界研究や企画等のプレゼン等

✓ 地域との交流やイベントへの参加
✓ 公私のサービスの利用や防災、健康に関すること
✓ 地域課題の検討への参画 等

※日本語教育の参照枠(全体的な尺度)

基礎段階の言語使用者		自立した言語使用者		熟達した言語使用者	
A1	A2	B1	B2	C1	C2

- 参照枠は国際通用性が高く、共通の指標で日本語能力を測ることが可能。
- 参照枠に基づき、6つのレベル(A1~C2)で5つの言語活動(聞くこと、読むこと、話すこと(やり取り)、話すこと(発表)、書くこと)ごとに示した「言語活動別の習熟度」や3分野(留学、就学、生活)の「言語活動別の目標」、言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した「言語能力記述文(Can do)」を設定。

政府文書における認定日本語教育機関の位置づけ

経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)(抜粋)

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(2) 海外活力の取り込み

(外国人材の受入れ)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、マイナンバーカードと在留カードの一体化、認定日本語教育機関の体制整備・活用、生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や外国人児童生徒の教育の体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版(令和6年6月21日閣議決定)(抜粋)

Ⅲ. 三位一体の労働市場改革の早期実行

(4) 労働市場改革の関連事項

①外国人労働者との共生推進

(前略)また、外国人との共生社会の実現のため、認定日本語教育機関の活用を含めた国内外における日本語教育の実施の強化や、高度外国人材の受入れ環境を一層充実させるため、廃校の活用等を含め、外国人の子弟を受け入れる学校やインターナショナルスクール等での教育環境の整備に取り組む。

日本語教師の要件から、国家資格へ

【旧】法務省告示基準に示された教員要件

- ① 大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者
- ② 学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者
- ③ 日本語教育能力検定試験に合格した者 等



【新】認定日本語教育機関の教員の資格

登録日本語教員（国家資格）

- ① 日本語教員試験（基礎試験※・応用試験）の合格

※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除

- ② 実践研修の修了

【年齢・学歴・国籍を問わない】



養成機関ルート

登録実践研修機関と登録日本語
教員養成機関の登録を受けた
機関で課程を修了する方※

- ・大学等(26単位～)
- ・専門学校等(420単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修
(養成課程と一体的に実施)

登録日本語教員養成機関の
登録を受けた機関で
課程を修了する方※

- ・大学等(25単位～)
- ・専門学校等(375単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修
@登録実践研修機関

試験ルート

基礎試験

応用試験

実践研修
@登録実践研修機関

登録日本語教員

※ 応用試験の受験や実践研修の受講に当たっては、修了見込みでも可能とし、登録日本語教員の登録までに修了を求めることを想定。

(参考) 令和6年度日本語教員試験チラシ

日本語教員の国家資格制度ができました！

日本語 令和6年度 教員試験



試験日 令和6年 **11月17日** (日)

出願期間 **8月1日** (木) ~ **9月6日** (金)

結果発表日 **12月20日** (金) (予定)



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省総合教育政策局日本語教育課

登録日本語教員とは

日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための国家資格で、認定日本語教育機関で勤務するためには必須の資格です。①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができます。

なお、現職日本語教師の方を中心に、試験の免除等の経過措置が設けられています。詳しくは日本語教員試験ホームページをご覧ください。

※認定日本語教育機関以外の機関では、登録日本語教員の資格を取得しなくても、日本語指導を行うことが可能です。

試験の概要

	試験時間	出題数	出題形式	配点
基礎試験	120分	100問	選択式	1問1点 (計100点)
応用試験	聴解：50分 (休憩) 読解：100分	聴解：50問 読解：60問	選択式	1問1点 (計110点)

受験料

- 通常
基礎試験及び応用試験 18,900円
- 試験免除を受ける場合
(1) 基礎試験免除
免除資格の確認及び応用試験受験料 17,300円
(2) 基礎試験及び応用試験の双方の免除
免除資格の確認手数料 5,900円

※1及び2(1)、(2)の費用には合格証書発行を含みます。



出題範囲

「登録日本語教員 実践研修・養成課程コアカリキュラム」(令和6年3月18日中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定)の養成課程コアカリキュラムにおける必須の教育内容から出題する。

合格基準

- 基礎試験
必須の教育内容で定められた5区分において、各区分で6割の得点があり、かつ総合得点で8割の得点があること。
- 応用試験
総合得点で6割の得点があること。

詳細は日本語教員試験ホームページをご確認ください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00004.html

